

ひかり健保だより

2018
Spring
&
Summer

平成30年度 保健事業のご案内





おしえてひかりちゃん

扶養を外したいときの巻

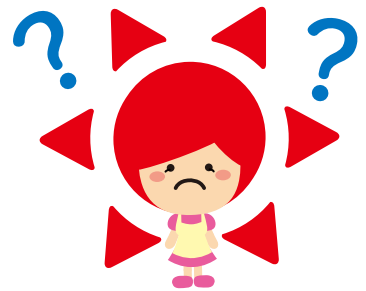
こんなときは扶養から外す手続きが必要です！

● 扶養家族が就職したら 削除日は就職日

就職先で新たに社会保険に加入します。

自動で切り替わるわけではありませんので、必ず届出をしてください。

就職したけど…
収入が増えたけど…
加入したままで
大丈夫？



● 扶養家族の収入が増えたら 削除日は基準を超えた日

収入の認定基準を超える場合、扶養から外れます。

削除の手続きをせずに、認定基準を超えていたことが判明した場合は、事実発生日に遡って削除し、その日以降の医療費等は返還していただくことになります。

年間収入の認定基準

130万円(60歳以上及び障害年金受給者は180万円)未満かつ
扶養される人の年間収入が被保険者の年収の2分の1未満

※年間収入は、すべての収入を対象とし、公的年金、失業給付等も対象とされます。収入は課税、非課税の別なく含まれます。具体的には、勤労収入、退職金、企業年金、公的年金(老齢年金等)、労働保険(雇用保険給付金、労災年金、労災一時金等)、社会保険(傷病手当金、出産手当金等)、事業収入(自営業等)など。

給付金の受給について

(失業給付・傷病手当金・出産手当金など)

給付日額 × 360日 = 年間見込収入

給付日額が3,612円(60歳以上は日額5,000円)以上ならば認定対象外

被保険者は健康保険被扶養者(異動)届に
外されるご家族の保険証を添えて
会社へご提出ください。



被保険者



編集後記

初夏の日差しが眩しい季節になりました。
平成30年度から第二期がスタートします。これまで以上に保健事業を充実させ、効果の期待できるサービスの展開をして皆様の健康意識を高めていければと思っています。
今号は、健康促進アプリの紹介や、本年度の保健事業のお知らせなどを、新しく社会人になった方々にもわかりやすく案内してあります。
ひかり健保だよりが、皆様の健やかな生活の一助になれば幸いです。



常務理事 太田 幸生

発行元

ひかり健康保険組合

171-0022
東京都豊島区南池袋3-13-5
光3号ビル8F
TEL. 03-5951-7422

<http://www.hikarikenpo.or.jp>